

Re-Creation 認証事業規約

一般社団法人 Re-Creation

一般社団法人 Re-Creation(以下「本法人」という)は、定款第 3 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 7 項に定める事業を円滑に行うため、「Re-Creation 認証事業規約」(以下「本規約」という)を定めるものとする。

(目的)

第 1 条

Re-Creation 認証事業（以下「本事業」という）は、本法人が定める「Re-Creation 認証基準」（Re-Creation ポータルサイトにて開示）に従い、「Re-Creation 認証商品」の認証を行い、当該商品に Re-Creation 認証マーク(以下「認証マーク」という)を付し、その認証表示を行うことにより、サステナブル商品の情報を正確かつ広く生活者に届け、生活者が識別できるようにすることで、生活者のサステナビリティへの意識の向上及び行動変容を促し、世の中にサステナビリティを浸透させることを目的とする。

(定義)

第 2 条

「申請企業」とは、本法人に対し、本事業にかかる認証申請する企業をいう。

2. 「認証取得企業」とは、本法人より認証番号を付与された企業をいう。

(認証基準)

第 3 条

「Re-Creation 認証基準」は、企業のサステナビリティへの取り組みを、生活者に正確に届けることを目的として作成したものであり、一般社団法人 Re-Creation が認証する製品における一定の基準を定めたものである。

2. 本法人は、今後の社会環境の変化や技術発展等を鑑みて、必要に応じて「Re-Creation 認証基準」の改定を行う。

3. 「Re-Creation 認証基準」の制定・改定は、本法人の経営執行会議にて決議する。

(認証手続き)

第 4 条

申請企業は、商品品番ごとに所定の申請フォームから手続きを行い、本規約に同意した上で、認証項目ごとの所定の提出書類と審査料を添えて本法人に申請するものとする。

2. 本法人は、前項の申請を受けた場合、審査料の入金及び提出書類を確認したのち、第 3 条の認証基準に基づき審査を行い、当該基準に適合した商品につき、Re-Creation 認証商品として認証する。但し、当該基準を満たした商品であっても、本法人の裁量により、支障があると認めるときは認証しないことがある。また、Re-Creation 認証商品として認証されない場合であっても、審査料の返還は行わない。

3. Re-Creation 認証商品としての認証が及ぶ範囲は、本条所定の手続に基づいて申請された商品

品番と、同一品番の商品についてのみに及ぶものであり、他の商品品番には及ばない。また、Re-Creation 認証商品と同一品番の商品であっても、生産工程のすべて又は一部が異なる場合は、認証の効力は及ばないため、申請企業は、(i)生産工程の異なる商品について認証を必要とするとき、もしくは(ii)生産工程のすべて又は一部を変更したときは、新たに本条第 1 項に定める申請を行わなければならない。

(提出書類及び提出物)

第 5 条

申請企業は、提出書類の記載内容に間違いがないことを誓約し、その記載内容に全責任を負うこととする。また、第三者発行の証明書及び試験結果等（以下「証明書等」という。）は、第三者が記載し発行した真正な証明書等であることを誓約するものとする。なお、本法人は、認証審査に際し、必要に応じて、申請企業に対して、商品現品や追加資料の提出、または第三者機関による試験、および基準適合に関する申請企業および関係者に対する調査（現地調査を含む）などの協力を求めるものとし、申請企業はこれに協力するものとする。

2. 本法人は、審査に必要な提出書類及び商品現品等の提出物は、返却しない。

3. 審査に必要な提出物に不足がある場合、または申請内容に不備があると認める場合は当該不備が解消されるまで審査は留保する。ただし、本法人が、当該不備が、正当な理由なく申込日より 3 ヶ月以上経過した日までに解消されない場合、当該申請は取り消されたものとみなす。その場合、審査料の返還は行わない。

(認証証明書の交付)

第 6 条

Re-Creation 認証商品として認証された場合には、本法人は、当該申請企業に対して、「Re-Creation 認証証明書」を交付する。本法人が「Re-Creation 認証証明書」を発行した日を認証日とする。

(ラベル及びロゴマーク)

第 7 条

認証取得企業は、第 6 条の規定により Re-Creation 認証商品として認証された場合は、認証日以降に、当該商品に、Re-Creation のロゴマーク、QR コード、認証番号が明記されたラベル（ネーム）を取り付けることができる。

2. 認証取得企業は、EC サイト上において Re-Creation のロゴマーク、認証番号、認証項目を示すアイコン（以下「認証マーク等」という。）を表示することによって、Re-Creation 認証商品であることを示すことができる。ただし、Re-Creation 認証商品以外に認証マーク等を表示したり、消費者に認証を受けたことを誤認させる態様で表示してはならないものとする。

3. Re-Creation のロゴマーク及び認証項目を表すアイコンは、「Re-Creation ロゴマークマニュアル」にしたがって表示する。

4. Re-Creation 認証商品にラベル（ネーム）でロゴマークを付す場合は、本法人が定めた指定業者を通じてラベル（ネーム）を購入するものとする。

5. 認証取得企業は、マイページから WEB 申請システムよりラベル（ネーム）を発注することができる。

6. ロゴマーク及びアイコンを展示会や店舗、WEB その他カタログ等に転用する場合は、本法人に対し

事前に Re-Creation ロゴマークの転用を申請する。認証取得企業は、本法人が定めた「Re-Creation ロゴマークマニュアル」に従って使用しなければならない。

(QRコード)

第 8 条

第 7 条第 1 項に定める QR コードによって開示される情報(以下、「表示項目」とする)は以下とする。

- (1) 認証取得企業の情報
- (2) 商品情報
- (3) 認証情報

(秘密保持)

第 9 条

本法人は、審査に必要な提出書類および審査の過程で知り得た情報等(以下「秘密情報」)の機密性を維持し、本審査業務のためだけに利用する。但し、以下の情報及び事実は秘密情報から除く。

- ① 開示された時点で、既に公知となっていた情報及び事実
 - ② 開示された後で、本法人の責に帰すべき事由によらず公知となった情報及び事実
 - ③ 開示された時点で、既に本法人が正当に保有していた情報及び事実
 - ④ 正当な権限を有する第三者から適法に且つ秘密保持義務を課されることなく開示された情報及び事実
2. 本法人が審査業務その他を第三者に委託する場合には、秘密情報の安全管理が図られるように、本法人が責任をもって委託先の必要かつ適切な監督を行う。
3. 本法人が、本法人の業務全般の監査を委託する外部機関その他の第三者に対し、申請企業の秘密情報を提供する場合、法律で要求される場合を除き、当該情報が機密として保持されるよう、本法人は当該第三者との間で秘密保持契約を締結する。

(認証商品の適合性)

第 10 条

Re-Creation 認証商品は、申請日時点の認証基準適合性を認証されたものであり、同日以降に改定された認証基準への適合性を保証するものではない。

(公表)

第 11 条

本法人は、第 4 条の規定により Re-Creation 認証商品を認証したときは、当該認証商品の第 8 条に定める表示項目を、Re-Creation ポータルサイトその他本法人が定める方法で公表するものとする。但し、当該公表期間は、認証付与から 20 年間とする。

(変更手続き)

第 12 条

認証取得企業は、次の各号のいずれかに該当することになった時は、すみやかに本法人に届け出なければならない。

- ① 申請した情報に変更があったとき

② Re-Creation 認証商品の認証項目に変更があったとき

(認証取得企業の責務)

第13条

認証取得企業は、Re-Creation 認証商品について、認証の趣旨及び認証基準に違反してはならない。

2. 認証取得企業は、Re-Creation 認証商品の品質保証について自らが責任を負い、本法人は、Re-Creation 認証商品の性能、品質その他についてその責を負わない。

3. 認証取得企業は、認証マークの使用に際し、消費者その他ステークホルダーへの誤認が生じないように注意するとともに、景品表示法その他の関係法令の定めるところに従い、適切に行うものとする。本法人は、認証マークの使用の結果についてその責を負わない。

(調査指導)

第14条

本法人は、Re-Creation 認証商品の信用を維持するため、自らまたは第三者機関に委託して、申請企業または関係者に対して、いつでも Re-Creation 認証商品及び認証マーク等の使用状況について調査指導を行うことができる。

2. 申請企業または関係者は、調査の結果、申請企業または関係者の責による事由により Re-Creation 認証商品の信用を損なう行為が認められた場合、当該調査費用の支払い義務を負うものとする。

(認証の取消し)

第15条

本法人は、Re-Creation 認証商品が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認証を取り消し、認証取得企業に対して、認証マークの表示の中止、ならびにラベル（ネーム）の廃棄処分、その他の必要な措置を命じることができる。また、本法人は、以下の各号の態様、内容を考慮して、その内容が重大だと認めるときは、当該 Re-Creation 認証商品のみならず、当該申請企業が取得済のその他の Re-Creation 認証商品も含めて、本法人の判断により取り消すことができる。

①本規約に違反したとき

②前条による調査の結果、品質不良と認められたとき

③申請時の提出書類に虚偽の内容があることが判明したとき

④「Re-Creation ロゴマークマニュアル」に違反したとき

⑤法令違反があったとき

⑥その他 Re-Creation 認証商品としての信用を著しく損なう行為があったとき

⑦正当な理由なく本規約に定める本法人の指導に従わないとき

⑧正当な理由なく前条に定める調査に協力しないとき

⑨本法人の活動を妨げたとき、または妨げる恐れがあるとき

⑩認証取得後の変更事項の報告を怠った場合

⑪その他前各号に類似する行為又は不作為

⑫その他当法人に損害を生じさせる又は生じさせる恐れのある行為があったとき

2. 本法人は、認証の取消しが行われた商品及び当該商品を生産する企業名を、Re-Creation ポ

ータルサイト上にて公表するものとする。

3. 認証の取消しが行われた商品を生産する企業は、本法人が認めた場合に限り、認証取消の日から1年の後、新たに申請手続きを行うことができる。

4. 本法人は、認証取得企業の取引先(製造委託先等)が第1項⑤又は⑥に該当するときその他認証の維持に疑義が生じると認めるときは、認証取得企業に対し、当該取引先への実態調査、工場訪問、注意喚起、是正勧告を求めることができ、認証取得企業はこれに協力する。

(損害賠償)

第16条

申請企業の故意または過失による前条第1項各号のいずれかに該当する行為又は不作為に基づき、本法人が損害を被った場合又は第三者から損害賠償請求(直接損害、間接損害いずれも含む)を受けた場合は、すべて申請企業の費用と負担にて、これを解決する。なお、本法人がこれを解決した場合には、当該費用を申請企業に請求するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第17条

申請企業および認証取得企業は、自己又は役員が、現在又は過去5年以内に、暴力団等のいわゆる反社会的勢力であり、又は暴力的要求行為等を行っていないことを表明・保証する。本法人は、申請企業または認証取得企業がこれに違反する場合は、本契約を何らの催告なくして解除できるものとする。

(本法人による損害賠償)

第18条

本法人が、本審査業務の過程で故意または過失により、申請企業に損害を生じさせた場合、第6条第1項の認証証明書発行の日から1年以内に限り、当該審査料の10倍もしくは金100万円のいずれか低い額を限度として当該損害を賠償する。なお、次の事由に基づく損害については、本法人は責任を負わない。

- ①当該審査実施時点における標準的な技術水準からして予見困難な誤り等に基づく損害
- ②天災地変に類する不可抗力にかかる損害
- ③その他

(準拠法、裁判管轄)

第19条

本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

2. 本規約に規定なき事項又は疑義については、契約当事者間で誠意を持って協議決定ないしは解決するものとする。万一協議がととのわないときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(運用等)

第20条

本規約の定め及び本規約に関わる必要事項の制定・改定は本法人が行う。

附則

1. 本規約は2025年（令和7年）2月1日から施行する。